令和7年 公共土木施設災害復旧事業

第52号 市道矢谷上野小坂線

道路災害復旧工事　仕　様　書

事業主体　　広島県庄原市

施行箇所　　庄原市総領町亀谷（小坂下橋上）

工　　事　　概　　要

工　事　名	第52号 市道矢谷上野小坂線 道路災害復旧工事
施 行 箇 所	庄原市総領町亀谷（小坂下橋上）

	費目工種	工　　種	種　別　・　細　別	数　量 当初	数　量 変更	単位	摘　　要
工事概要		復旧延長　　L=		59.0		m	
		幅　　員　　W=		5.9		m	
	土工	盛土工（路体）		40.0		m3	
	法面工	植生工（人工張芝）		70.0		m2	
	舗装工	アスファルト舗装工（表層）		8.0		m2	
	道路付属施設工	ガードレール撤去・設置工		55.0		m	
		区画線工（実線　W=15cm）		8.0		m	

庄　　原　　市

特　記　仕　様　書

第１章　総　則

第１節　適　用

１　本特記仕様書は、第52号 市道矢谷上野小坂線（小坂下橋上） 道路災害復旧工事　に適用する。

２　本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

・土木工事共通仕様書 （令和８年８月　広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）

※　土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。　https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/

・その他関連規格類

第２節　適用除外

本工事では、土木工事共通仕様書（令和８年８月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。

- 1-1-2-14　施工管理　1.標示板の設置
- 1-1-3-7　契約後ＶＥ工事
- 1-1-3-9　県産木材の活用
- 3-1-1-7　工事完成図書の納品　6.地質調査の電子成果品等

第３節　用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和８年８月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等			特記仕様書第１章総則で読みかえる用語等
1-1-1-2　用語の定義	6.設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1　適用	2.共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1　適用	2.共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2　用語の定義	1.監督職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-2　用語の定義	2.総括監督員	広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）	庄原市契約規則(平成17年3月31日規則第47号)
1-1-2-2　用語の定義	4.技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2　用語の定義	5.検査職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-5　工事の下請負	1.下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5　工事の下請負	2.指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5　工事の下請負	5.下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5　工事の下請負	6.県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第４節　災害復旧工事に係る緩和措置

本工事は、災害復旧工事に該当し、緩和措置については、次のとおり取り扱う。

１　現場代理人（請負金額が 4,500万円（建築一式工事にあっては、 9,000万円）未満の場合に限る。）が、特記仕様書　第１章　総則　第５節

「現場代理人の兼務」１に掲げる条件（（３）の条件を除く。）を満たすときは、同節の申請手続をすることなく、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者との兼務を認める。

２　受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、配置技術者の継続配置が困難となった場合は、土木工事共通仕様書1-1-3-1 主任技術者及び監理技術者の変更「1. 技術者変更の事由」(1)の真にやむを得ない事由に該当するものとし、配置技術者の途中交代を認める。

３　請負金額が 3,500万円未満の災害復旧工事等については、原則、評定の対象外とする。なお、変更契約により 3,500万円以上になった場合も、評定の対象としない。

４　請負金額が 5,000万円未満の工事については、中間検査を省略する。

第　５　節　　現場代理人の兼務

１　受注者は、請負金額が 4,500万円（建築一式工事にあっては、9,000万円）未満に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

（１）　兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること。

（２）　兼務する工事件数が本件工事を含め５件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること。

（３）　兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

（４）　監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、（３）に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

２　受注者は、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあっては、9,000万円）以上に該当し、工事箇所が１０ｋｍ程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第２項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

（１）　兼務する工事件数が本件工事を含め２件以内であること。

（２）　兼務する工事箇所が全て庄原市内であること。

（３）　兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

（４）　監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、（３）に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

３　発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、速やかに受注者に通知する。

４　発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務の承認を取消すものとする。
（１）　兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき。
（２）　兼務を承認した日から起算して14日（庄原市の休日を定める条例（平成17年３月31日条例第２号）第１条に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき。
（３）　兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき。
（４）　兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき。
（５）　著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき。
（６）　その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき。
５　重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第　６　節　　現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

１　建設業法第26条第３項第１号の規定（以下、「専任特例１号」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
（１）　主任技術者又は監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
（２）　工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者が１日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の移動時間がおおむね２時間以内であること。
（３）　下請次数が３を超えないこと。
（４）　連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、１年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。
（５）　工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
（６）　人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎及び営業所に備え置くこと。
（７）　主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
（８）　兼務する工事についても、上記（２）～（７）の要件を全て満たすこと。
（９）　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例１号に係る条件を満たすこと。
２　専任特例１号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合には、前項（２）～（８）を確認するため、施工計画書に前項（６）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。
３　建設業法第26条第３項第２号の規定（以下、「専任特例２号」という。）の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
（１）　建設業法施行令第29第1項で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
（２）　監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同一であること。
（３）　監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（４）　監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、こ

れら複数の工事を一の工事とみなす。
（５）　監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、工事箇所の間隔が10km程度以内であること。
（６）　監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
（７）　監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること。
（８）　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
（９）　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例２号に係る条件を満たすこと。
４　専任特例２号を適用する監理技術者を配置する場合には、前項(6)～(8)を確認するため、施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること。
５　建設業法第26条の５第１項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の５第１項の規定を準用する経営業務の管理責任者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
（１）　配置する営業所（経営業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結
（２）　配置する工事現場の数が１であること。
（３）　配置する営業所と工事現場間が、１日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との移動時間がおおむね２時間以内であること。
（４）　下請次数が３を超えないこと。
（５）　連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、１年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること。
（６）　工事現場の施工体制を、営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は経営業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
（７）　人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
（８）　当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
（９）　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）に係る条件を満たすこと。
６　建設業法第26条の５第１項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の５第１項の規定を準用する経営業務の管理責任者を配置する場合には、前項（３）～（８）を確認するため、施工計画書に前項（７）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

第　７　節　　情報共有システム

本工事は、受注者からの申し出により監督員が承諾した場合に限り、情報共有システムを利用することができる。なお、利用することとなった場合には土木工事共通仕様書 1-1-1-27 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第　８　節　　概算数量発注方式による積算

本工事は、詳細な設計が不要な標準断面図又は概略設計図により積算を行っており、実施については次に従うこと。
詳細な設計が不要な工事
（１）　受注者は、受注後、契約図面に基づき現地を照査し、図面を作成し発注者に提出すること。
（２）　受注者は、図面について監督職員の承認を受けた後、この図面に基づいて施工するものとする。
（３）　設計図書の変更は、承認した図面を基に作成した契約図面で行うものとする。

第　９　節　**週休二日制工事**

本工事は、週休二日制工事（受注者希望型）であり、「庄原市週休二日制工事実施要領」に従うこと。

なお、実施要領に基づき提出する必要のある様式「週休二日制工事実施届出書」、「休日取得工程表」、「休日取得状況表」は、「庄原市ＨＰ＞市政情報＞入札・契約・公売＞各種様式（建設工事等の入札・契約関係）＞建設工事関係」に掲載している。

第　１０　節　**工事関係書類の事前協議**（情報共有システム利用工事に限る。）

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和２年11月（令和８年８月改定）広島県」に記載のある「2　工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

第　１１　節　**遠隔地からの労働者を確保する場合の積算方法**

１　「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準書等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費（宿泊費、借上げ費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

２　受注者は、遠隔地から労働者を確保する場合、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書を作成し、監督職員に提出する。

３　最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、実績報告書及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

４　受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

５　実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準書等に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

６　受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。

７　疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

８　本工事における実績変更対象費の割合は次のとおりである。

（１）　共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費（労働者送迎費、宿泊費、借上げ費）の割合：　０．００％

（２）　現場管理費に占める実績変更対象費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：　０．００％

第　１２　節　**法令及び条例等の遵守**

１　次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。

（１）　工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」

（２）　上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」

（３）　上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」

２　「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
３　「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第　１３ 節　　建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書 1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

１　再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（５の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

２　計画の掲示及び公表

受注者は、１の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

３　実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から５年間保存しなければならない。

４　工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

５　建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

（１）工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第３条第７項又は第４条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

（２）再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア　当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第１項、第16条第１項、第30条第１項又は第35条第１項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

イ　当該行為が盛土規制法第21条第１項、第27条第１項、第28条第１項又は第40条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

（３）上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他

の建設発生土の搬出に関する事項

６　運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

７　確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

８　確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後５年間保存するものとする。

９　建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

（１）建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地

（２）建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名

（３）建設発生土の搬出元の名称及び所在地

（４）建設発生土の搬出量

（５）建設発生土の搬出が完了した日

１０　建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

１１　受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

１２　受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後５年間保存するものとする。

１３　建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する９（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後５年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

（１）国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合

（２）受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合

（３）ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード

（４）９の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第２章　施工条件

第１節　工事用道路

１ 仮設道路

安全施設	出入口に柵を設置すること。
工事後の処置	原形復旧
維持管理内容	粉じん防止の散水（随時）、路面補修のための補修材を必要とする場合は別途協議すること。

第　2　節　　盛　土

1 購入土［搬入］（新材料）

本工事では、　　５０　　㎥（ほぐし）の土砂購入を見込んでいる。

なお、新材料の購入土砂を見込んでいるが、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土（改良土を含む。）を使用することが可能である場合は、その使用に努めるものとする。

ただし、使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

第　3　節　　建設副産物

1 建設発生土［搬出］（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積））（指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のいずれかに搬出するものとする。

また、搬出先として、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所　　宮田建設㈱ 宇山残土処分場　　庄原市東城町帝釈宇山字范田ヶ丸5033

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第　3　章　　その他

1　本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
2　事前に関係河川漁協と協議を行い、同意等の承諾を得ること。
3　本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

令和　8　年度

第52号 市道矢谷上野小坂線 道路災害復旧工事

庄原市総領町亀谷（小坂下橋上）　　地内

工　事　価　格	
消 費 税 相 当 額	
工　事　費　計	

積 算 情 報

工事名	第52号 市道矢谷上野小坂線 道路災害復旧工事		
執行年度	令和　8　年度	諸経費区分	公共 令和08年度
工種区分	道路改良工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 8年10月 1日付 公共	単価地区	52:庄原市(旧総領町)
機損適用年月日	令和 8年度 公共	歩掛適用年月日	令和 8年 8月 公共

補 正 情 報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 ・・・・・・・・・・・ 一般交通影響有り(2)-2 現場管理費 ・・・・・・・・・・・ 一般交通影響有り(2)-2
現場環境改善費	計上しない
冬期補正	冬期補正無　　(0.00 %)
緊急工事補正	緊急工事補正無
前払支出割合区分	０%～５%以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
道路改良工事02	1	式				
道路改良	1	式			Lv1	
道路土工	1	式			Lv2	
掘削工	1	式			Lv3	
掘削	1	式			Lv4	
掘削 小規模 土砂 標準	4	m3			P　1 号	
路体盛土工	1	式			Lv3	
路体(築堤)盛土	1	式			Lv4	
路体(築堤)盛土 2.5m未満	40	m3			P　2 号	
土材料	1	式			Lv4	
購入土砂（ほぐし）	50	m3			単　3 号	
法面整形工	1	式			Lv3	

庄原市

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
法面整形(盛土部)	1	式			Lv4	
法面整形 盛土部 ﾚｷ質土､砂及び砂質土､粘性土 法面締固め無し 現場制約無し	70	m2			P　4 号	
残土処理工	1	式			Lv3	
土砂等運搬	1	式			Lv4	
土砂等運搬 小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 土砂 19.0km以下 DID区間無 ﾀｲﾔ損耗費(良好)含む	4	m3			P　5 号	
残土等処分	1	式			Lv4	
建設発生土受入費 砂･砂質土･礫質土 ㈲中田建設山津田土砂埋立地 受入地 庄原市春田町	4	m3				
法面工	1	式			Lv2	
植生工	1	式			Lv3	
張芝	1	式			Lv4	
人工張芝	70	m2			P　6 号	
舗装工	1	式			Lv2	

庄原市

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	1	式			Lv3	
下層路盤(車道･路肩部)	1	式			Lv4	
下層路盤(車道･路肩部) 全仕上り厚160㎜ 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40	8	㎡			Ｐ　7 号	
上層路盤(車道･路肩部)	1	式			Lv4	
上層路盤(車道･路肩部) 全仕上り厚70㎜ 1層施工 粒度調整砕石 M-30	8	㎡			Ｐ　8 号	
表層(車道･路肩部)	1	式			Lv4	
表層(車道･路肩部) 1層当り仕上厚40㎜ 再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 平均幅員1.4m未満 ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ 締固密度2.35	8	㎡			Ｐ　9 号	
構造物撤去工	1	式			Lv2	
防護柵撤去工	1	式			Lv3	
防護柵撤去(ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ)	1	式			Lv4	
防護柵(ガードレール)撤去工 土中建込 Gr-A,B,C-4E 時間制約無 夜間作業無	55	m			施　10 号	
鉄屑(ヘビーH3)　鉄筋,Gr等 厚さ1㎜以上3㎜未満,幅高500㎜以下 長さ1,200㎜以下，質量1,000kg以下	-0.9	t				

庄原市

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
現場発生品及び支給品運搬 ｸﾚｰﾝ装置付2t積級 2.9t吊 DID区間無 運搬距離17.0km以下	0.9	t			P 11 号	
構造物取壊し工	1	式			Lv3	
舗装版切断	1	式			Lv4	
舗装版切断 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	10	m			P 12 号	
舗装版破砕	1	式			Lv4	
舗装版破砕積込(小規模土工)	8	m2			P 13 号	
運搬処理工	1	式			Lv3	
殻運搬	1	式			Lv4	
殻運搬 舗装版破砕 機械積込(小規模土工) 12.0km以下 DID区間無 ﾀｲﾔ損耗費(良好)含む	0.3	m3			P 14 号	
殻処分	1	式			Lv4	
再資源化施設受入費 ｱｽ塊 10t,4t,2t ㈱中國開發 府中市上下町	0.7	t				
築堤･護岸	1	式			Lv1	

庄原市

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
付帯道路工	1	式			Lv2	
縁石工	1	式			Lv3	
ｱｽｶｰﾌﾞ	1	式			Lv4	
アスカーブ 断面積215cm2以上235cm2未満 細粒度ｱｽｺﾝ(13) ﾀｲﾔ損耗費(良好)含む	14	m			P　15 号	
区画線工	1	式			Lv3	
溶融式区画線	1	式			Lv4	
区画線設置 溶融式手動 実線 15cm 塗布厚1.5mm 白 昼間 時間制約無 豪雪補正無	8	m			施　16 号	
道路維持	1	式			Lv1	
防護柵工	1	式			Lv2	
路側防護柵工	1	式			Lv3	
ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ	1	式			Lv4	
防護柵(ガードレール)設置工 土中建込 塗装 Gr-C-4E 曲線部無 規模50m～100m未満 時間制約無 夜間作業無	55	m			施　17 号	

庄原市

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				一般交通影響有り(2)-2
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				一般交通影響有り(2)-2
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要としない
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

庄原市

【 第　1 号 施工パッケージ 】

掘削 小規模　土砂 標準　　1　　m3 当り

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【機械】			27.65				
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)[標準型･排対型:3次基準] ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3			27.65				
【労務】			61.34				
運転手（特殊）			61.34				
【材料】			11.01				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			11.01				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1　土質 土砂 [J6] = 7　施工数量 標準			[J2] = 5　施工方法 上記以外(小規模)				

庄原市

【 第　2 号 施工パッケージ 】

路体(築堤)盛土　2.5m未満　　1　　m3 当り

名　称・規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【機械】			0.63				
<賃>振動ローラ(ハンドガイド式) 質量0.8～1.1t			0.63				
【労務】			99.14				
普通作業員			90.71				
特殊作業員			8.43				
【材料】			0.23				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			0.23				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1　施工幅員 2.5m未満							

【 第　3 号 単価表 】

購入土砂（ほぐし）　　10　　m3 当り

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
購入土（土砂2） 見積	10	m3				
土砂等運搬 小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 土砂 35.0km以下 DID区間無 ﾀｲﾔ損耗費(良好)含む	8.33	m3			P　18 号	
計						
単位当たり						

庄原市

【 第　4 号 施工パッケージ 】

法面整形　盛土部 ﾚｷ質土､砂及び砂質土､粘性土　　1　　m2 当り

(法面締固め無し　　,現場制約無し　　)

名　称　・　規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【機械】			11.31				
<賃>バックホウ(クローラ型) 山積0.8m3(平積0.6) 排1～3,2011,2014			11.31				
【労務】			76.24				
普通作業員			33.80				
運転手（特殊）			28.83				
土木一般世話役			13.61				
【材料】			12.45				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			12.45				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1　整形箇所 盛土部 [J3] = 2　現場制約の有無 現場制約無し [J5] = 1　費用の内訳 全ての費用			[J2] = 2　法面締固めの有無 法面締固め無し [J4] = 1　土質 ﾚｷ質土､砂及び砂質土､粘性土				

庄原市

【 第　5 号 施工パッケージ 】

土砂等運搬　小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 土砂　　1　　m3 当り

(19.0km以下 DID区間無　,ﾀｲﾔ損耗費(良好)含む　)

名　称・規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【機械】			25.12				
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称 4t積級			25.12				
【労務】			63.12				
運転手（一般）			63.12				
【材料】			11.76				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			11.76				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 2　土砂等発生現場 小規模 [J3] = 1　土質 土砂(岩塊･玉石混り土含む) [JD] = 12　運搬距離 19.0km以下			[J2] = 5　積込機種･規格 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 [J4] = 1　DID区間の有無 DID区間無				

【 第　6 号 施工パッケージ 】

人工張芝　　1　　m2 当り

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【労務】			64.52				
普通作業員			46.00				
土木一般世話役			18.52				
【材料】			35.48				
張芝 幅100cm,ワラ付			35.48				
【端数調整】							
[条件] [y1] = 1　芝規格 幅100cm ﾜﾗ付							

【 第　7 号 施工パッケージ 】

下層路盤(車道･路肩部)　全仕上り厚160㎜ 1層施工　　1　　m2 当り

(再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40　　,　　)

名　称 ・ 規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【機械】			5.50				
ﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ[土工用･排対型2014年規制] ﾌﾞﾚｰﾄﾞ幅3.1m			3.81				
<賃>ロードローラ(マカダム) 質量8～10t			0.47				
<賃>タイヤローラ 質量13～14t 排対型2014 超低騒音			0.46				
その他(機械)							
【労務】			18.62				
運転手（特殊）			8.20				
普通作業員			3.00				
特殊作業員			2.68				
土木一般世話役			2.17				
その他(労務)							
【材料】			75.88				

庄原市

【 第　7 号 施工パッケージ 】　　（続　き）

下層路盤(車道･路肩部)　全仕上り厚160㎜ 1層施工　　1　　m2 当り

(再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40　　,　　)

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
再生クラッシャラン 40～0㎜			74.09				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			1.55				
その他(材料)							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 160.000　㎜　　全仕上り厚			[J2] = 1　施工区分 1層施工				
[J3] = 6　材料 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40			[J4] = 1　費用の内訳 全ての費用				

庄原市

【 第　8 号 施工パッケージ 】

上層路盤(車道･路肩部) 全仕上り厚70㎜ 1層施工　　1　　m2 当り

(粒度調整砕石 M-30　　,　　)

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【機械】			11.39				
ﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ[土工用･排対型2014年規制] ﾌﾞﾚｰﾄﾞ幅3.1m			7.88				
<賃>ロードローラ(マカダム) 質量8～10t			0.98				
<賃>タイヤローラ 質量13～14t 排対型2014 超低騒音			0.96				
その他(機械)							
【労務】			38.57				
運転手（特殊）			16.98				
普通作業員			6.21				
特殊作業員			5.55				
土木一般世話役			4.51				
その他(労務)							
【材料】			50.04				

庄原市

【 第　8 号 施工パッケージ 】　　（続　き）

上層路盤(車道･路肩部) 全仕上り厚70㎜ 1層施工　　1　　m2 当り

(粒度調整砕石 M-30　　,　　)

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
粒度調整砕石 30～0㎜			46.32				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			3.21				
その他(材料)							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 10　材料 粒度調整砕石 M-30			[J4] = 70.000　㎜　　全仕上り厚				
[J5] = 1　施工区分 1層施工			[J7] = 1　費用の内訳 全ての費用				

【 第　9 号 施工パッケージ 】

表層(車道･路肩部) 1層当り仕上厚40㎜ 再生密粒度ｱｽｺﾝ(13)　　1　　m2 当り

(平均幅員1.4m未満　　,ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ 締固密度2.35)

名　称 ・ 規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【機械】			0.42				
振動ﾛｰﾗ(舗装用)[ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ式] 運転質量0.5～0.6t 超低騒音含む			0.23				
振動ｺﾝﾊﾟｸﾀ[前進型] 通称 40～60kg級			0.13				
その他(機械)							
【労務】			44.56				
特殊作業員			19.70				
普通作業員			14.12				
土木一般世話役			4.27				
その他(労務)							
【材料】			55.02				
再生加熱アスファルト混合物 再生密粒度(13)			50.19				
アスファルト乳剤(JISK2208) ｱｽﾌｧﾙﾄ乳剤(浸透用) PK-3プライムコート用			4.60				

庄原市

【 第　9 号 施工パッケージ 】　　（続　き）

表層(車道･路肩部) 1層当り仕上厚40㎜ 再生密粒度ｱｽｺﾝ(13)　　1　　m2 当り

(平均幅員1.4m未満　　,ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ 締固密度2.35)

名　称 ・ 規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
ガソリン,レギュラー スタンド渡し,スタンド給油			0.17				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			0.03				
その他(材料)							
【端数調整】							
[条件] [J2] = 40.000　㎜　　1層当り平均仕上り厚			[J1] = 1　平均幅員 1.4m未満 平均仕上厚50㎜以下				
[A1] = 11　材料 再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) [J6] = 1　費用の内訳 全ての費用 [A3] = 1　ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物夜間割増 夜間割増なし			[J4] = 3　瀝青材料種類 ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 [A2] = 1　ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物小型車割増 小型車割増なし				

【 第　10 号 施工単価表 】

防護柵(ガードレール)撤去工 土中建込 Gr-A,B,C-4E　　1　　m 当り

(時間制約無 夜間作業無 ,　　)

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
防護柵設置工(ガードレール) 標準型・撤去 土中建込 A,B,C(支柱間隔4m) 【手間のみ】	1	m				
諸　雑　費　（丸め）	1	式				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 2　施工区分 土中建込 Gr-A,B,C-4E			[B] = 1　時間制約 時間制約無			
[C] = 1　夜間作業 夜間作業無						

庄原市

【 第　11 号 施工パッケージ 】

現場発生品及び支給品運搬　ｸﾚｰﾝ装置付2t積級 2.9t吊　　1　　t 当り

(DID区間無　　,運搬距離17.0km以下　　)

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【機械】			13.14				
ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付] 通称 2t積級 吊能力2.9t			13.14				
【労務】			83.98				
運転手（特殊）			42.42				
特殊作業員			41.56				
【材料】			2.88				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			2.88				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1　ﾄﾗｯｸ機種 ｸﾚｰﾝ装置付2t積級 2.9t吊			[J4] = 1　DID区間の有無 DID区間無				
[J5] = 7　片道運搬距離(km) 17.0km以下							

【 第　12 号 施工パッケージ 】

舗装版切断　ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下　　1　　m 当り

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【機械】			14.40				
ｺﾝｸﾘｰﾄｶｯﾀ[ﾊﾞｷｭｰﾑ式(超低騒音)・湿式・ｴﾝｼﾞﾝ] 通称 (切削深)20cm級 ﾌﾞﾚｰﾄﾞ径φ56cm			9.80				
その他(機械)							
【労務】			58.90				
特殊作業員			20.20				
土木一般世話役			10.89				
普通作業員			9.00				
その他(労務)							
【材料】			26.70				
コンクリートカッタブレード 自走式切断機用 径45cm(18インチ)			22.47				
ガソリン,レギュラー スタンド渡し,スタンド給油			2.88				
その他(材料)							

【 第　12 号 施工パッケージ 】　　（続　き）

舗装版切断　ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15㎝以下　　1　　m 当り

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1　舗装版種別 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 [J5] = 1　費用の内訳 全ての費用			[J2] = 1　ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版厚 15㎝以下				

庄原市

【 第　13 号 施工パッケージ 】

舗装版破砕積込(小規模土工)　　1　　m2 当り

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【機械】			21.20				
小型ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ)[標準･超低騒音･排対:3次] ﾊﾞｹｯﾄ容量0.13m3			21.20				
【労務】			70.89				
運転手（特殊）			70.89				
【材料】			7.91				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			7.91				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1　費用の内訳 全ての費用							

庄原市

【 第　14 号 施工パッケージ 】

殻運搬 舗装版破砕　機械積込(小規模土工)　　1　　m3 当り

(12.0km以下 DID区間無　,ﾀｲﾔ損耗費(良好)含む　)

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【機械】			19.09				
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称 2t積級			19.09				
【労務】			72.09				
運転手（一般）			72.09				
【材料】			8.82				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			8.82				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 3　殻発生作業 舗装版破砕 [J3] = 1　DID区間の有無 DID区間無 [JJ] = 1　費用の内訳 全ての費用			[J2] = 4　積込工法区分 機械積込(小規模土工) [JC] = 11　運搬距離 12.0km以下				

【 第　15 号 施工パッケージ 】

アスカーブ 断面積215㎠以上235㎠未満　細粒度ｱｽｺﾝ(13)　　1　　m 当り

(　　,ﾀｲﾔ損耗費(良好)含む　)

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【機械】			3.71				
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称 2t積級			2.23				
ｱｽﾌｧﾙﾄｶｰﾊﾞ[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ駆動式] 施工能力4.0～4.5m3/h			1.27				
その他(機械)							
【労務】			53.78				
普通作業員			24.29				
土木一般世話役			9.77				
特殊作業員			9.02				
運転手（一般）			7.66				
その他(労務)							
【材料】			42.51				
アスファルト混合物 細粒度(13)			41.17				

庄原市

【 第　15 号 施工パッケージ 】　　（続　き）

アスカーブ 断面積215㎝2以上235㎝2未満　細粒度ｱｽｺﾝ(13)　　1　　m 当り

(　　,ﾀｲﾔ損耗費(良好)含む　)

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			0.93				
ガソリン,レギュラー スタンド渡し,スタンド給油			0.34				
その他(材料)							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 6　断面積 215㎝2以上235㎝2未満 [J4] = 1　費用の内訳 全ての費用 [A3] = 1　ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物夜間割増 夜間割増なし			[A1] = 1　材料 細粒度ｱｽｺﾝ(13) [A2] = 1　ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物小型車割増 小型車割増なし				

【 第　16 号 施工単価表 】

区画線設置 溶融式手動 実線 15㎝　塗布厚1.5㎜ 白　　1,000　　m 当り

(昼間 時間制約無　　,豪雪補正無　　)

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
昼間_溶融式(手動)【手間のみ】 実線_15㎝ 時間的制約なし 区画線工	1,000	m				
トラフィックペイント(JISK5665_3種1号) 溶融型(紛体状)ガラスビーズ含有量15～18% 白	570	kg				
ガラスビーズ(JISR3301_1号) 粒度0.106～0.850㎜	25	kg				
プライマー トラフィックペイント接着用	25	kg				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油		l				
諸　雑　費　（率＋丸め） 材料費の%		%				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 2　夜間作業の有無 夜間作業無			[B] = 1　施工方法区分 溶融式手動			
[GU] = 2　豪雪補正の有無 豪雪補正無			[C] = 1　規格･仕様区分 実線 15㎝			
[D] = 3　時間的制約の有無 時間制約無			[E] = 1　塗布厚 塗布厚1.5㎜			
[F] = 1　排水性舗装に施工する場合の補正 排水性舗装補正無			[G] = 1　未供用区間の場合の補正 未供用区間補正無			
[H] = 1　溶融式塗料規格 含有量15～18%			[I] = 3　ﾍﾟｲﾝﾄ式塗料規格 溶融式の場合			
[Q] = 1　塗料計上区分 塗料計上する			[J] = 1　塗料区分 白			
[L] = 0.000　kg・l　塗料使用量			[R] = 1　ﾌﾟﾗｲﾏｰ計上区分 ﾌﾟﾗｲﾏｰ計上する			
[K] = 1　ﾌﾟﾗｲﾏｰ規格 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装			[N] = 0.000　kg　ﾌﾟﾗｲﾏｰ使用量			
[S] = 1　ｶﾞﾗｽﾋﾞｰｽﾞ計上区分 ｶﾞﾗｽﾋﾞｰｽﾞ計上する			[M] = 0.000　kg　ｶﾞﾗｽﾋﾞｰｽﾞ使用量			
[U] = 1　軽油計上区分 軽油計上する			[P] = 0.000　l　軽油使用量			

庄原市

【 第　16 号 施工単価表 】　　（続　き）

区画線設置 溶融式手動 実線 15㎝　塗布厚1.5㎜ 白　　1,000　　m 当り

(昼間 時間制約無　　,豪雪補正無　　)

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
[V] = 1　費用の内訳 全ての費用						

【 第　17 号 施工単価表 】

防護柵(ガードレール)設置工 土中建込 塗装 Gr-C-4E 曲線部無　　1　　m 当り

(規模50m～100m未満　,時間制約無 夜間作業無)

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
防護柵設置工(ガードレール) 標準型 土中建込・塗装品(白色) Gr-C-4E 【材工共】	1	m				
諸　雑　費　（丸め）	1	式				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 3　施工区分 土中建込 塗装 Gr-C-4E			[B] = 2　施工規模 施工規模50m～100m未満			
[C] = 1　時間制約 時間制約無 [E] = 1　曲線部補正 曲線部無			[D] = 1　夜間作業 夜間作業無 [F] = 1　加算額区分:L=支柱長-標準支柱長 加算無			

庄原市

【 第　18 号 施工パッケージ 】

土砂等運搬　小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 土砂　　1　　m3 当り

(35.0km以下 DID区間無　,ﾀｲﾔ損耗費(良好)含む　)

名　称・規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【機械】			25.12				
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称 4t積級			25.12				
【労務】			63.12				
運転手（一般）			63.12				
【材料】			11.76				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			11.76				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 2　土砂等発生現場 小規模 [J3] = 1　土質 土砂(岩塊･玉石混り土含む) [JD] = 13　運搬距離 35.0km以下			[J2] = 5　積込機種･規格 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 [J4] = 1　DID区間の有無 DID区間無				

1.数量総括表

＜工事区分:道路改良＞

工種	種別	細別	規格	単位	数量	計上数量	備考
道路土工							
	掘削工	掘削	土砂	m3	4.1	4.0	
	盛土工	盛土	土砂	m3	36.8	40.0	
	法面整形工	法面整形	(盛土部)	m2	73.3	70.0	
	購入土	土材料	土砂	m3	48.9	50.0	ほぐし土量
	残土処理工	土砂等運搬・処分	土砂	m3	4.1	4.0	
法面工							
	植生工	張芝		m2	73.3	70.0	
舗装工							
	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工						
		表層(車道)	t=4cm	m2	7.5	8.0	
		上層路盤(車道)	t=7cm	m2	7.5	8.0	
		下層路盤(車道)	t=16cm	m2	7.5	8.0	
付帯道路工							
	縁石工	アスカーブ	密粒度ｱｽｺﾝ 225cm2	m	13.5	14.0	
	区画線工	溶融式区画線	W=15cm	m	7.5	8.0	
防護柵工							
	ガードレール設置						
		ガードレール(土中用	Gr-C-4E	m	55.0	55.0	
撤去工							
	取壊し工	舗装版切断	アスファルト t=4cm	m	9.5	10.0	
		舗装版破砕	アスファルト t=4cm	m2	7.5	8.0	
運搬・処理工							
	ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ	(土中用)	Gr-C-4E	m	55.0	55.0	0.9t
	アスファルト殻運搬		t=4cm	m3	0.3	0.3	
	アスファルト殻処分			t	0.7	0.7	(比重2.35)